\bigcirc 認可特定保険業者等に関する命令(平成二十三年文部科学省、 内 閣 府、 国厚総 土生 交労務 通働 省省、、 環農法様水務産省省、 令第一号)

四 第三十九条第一項の契約者配当準備金(同項及び第七十二条の一〜三 (略) 「同条第三項第四号に掲げる書類にあっては、次に掲げるものとする。	(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)附則	第六章〜第八章(略)第二節・第三節(略)	第一節 保険契約の移転 (第六十九条—第七十四条)産の管理の委託	第五章 保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財第四章 (略)) 第三章 旧特定保険業者の保険契約の移転(第十六条―第二十一条第一章・第二章 (略)目次	改正案
	(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)附則	第六章~第八章 (略) 第二節・第三節 (略)	第一節 保険契約の包括移転 (第六十九条—第七十四条)び財産の管理の委託	第五章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及第四章 (略)	一条) 第三章 旧特定保険業者の保険契約の包括移転(第十六条―第二十第一章・第二章 (略) 目次	現行

金」という。)及び契約者配当の計算の方法に関する事項二第一項第三号ロから二までを除き、以下単に「契約者配当準備

五・六(略)

(保険契約管理業者に適用される規定の読替え)

備金その 当する額」 保険会社等の場合」と、 可特定保険業者の場合」と、 ける第五十九条、第六十五条、 六号口において同じ。)が認可特定保険業者とみなされる場合にお て読み替えて準用する法第百一 定の適切 あるのは 十九条第二号中 七十二条から七十四条まで、七十五条(第七号及び第八号を除く。 選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、 第十一号及び第十五号を除く。)の規定の適用については、第六 第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条(第一項第七号 .項に規定する保険契約管理業者をいう。 第八十九条第一項第十 改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理業者 他 準備金の額」 性 「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」 と の準備金の額及びそれらの算出方法) (移転業者 同号口中 「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認 が改正 とあるのは 第七十二条第二 「係る責任準備金その他の準備金の額」と 法附則 「外国保険会社等」とあるのは 第六十九条から第七十一条まで、 一十条第 第四条第 責任準備金その他の準備金に相 一項第七号イ中 項の規定により保険計理人 項及び第一 とあるのは 「責任準備金 _ كر 一項におい 責任準 外国 第 算 算

当の計算の方法に関する事項五号において単に「契約者配当準備金」という。)及び契約者配号、第四十九条第二号、第五十条第二項及び第五十六条第一項第

五・六(略

(保険契約管理業者に適用される規定の読替え)

第十五条 備金の 事業の譲渡」と、 第七十五条第二号中 契約に関する部分」とあるのは 四条中「、 保険会社等の場合」と、第七十二条第二項第六号中 可特定保険業者の場合」と、「外国保険会社等」とあるのは ける第五十九条、第六十五条、 六号口において同じ。)が認可特定保険業者とみなされる場合にお 額 十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認 七十二条から七十四条まで、七十五条(第七号及び第八号を除く。 (同項に規定する保険契約管理業者をいう。第八十九条第一項第十 責任準備金」とあるのは 第十一号及び第十五号を除く。)の規定の適用については、 第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条(第一項第七号 とあるのは 額 改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理業者 移転業者の事業方法書等に定めた事項のうちの移転対象 とあるのは 責任準 同条第五号中 「事業の譲渡」とあるのは 準備金に相当する額」 備金に相当する額」 「責任準備金に相当する額」と、第七十 第六十九条から第七十一条まで、 「事業又は」とあるのは 「移転対象契約に関する事項」と、 کر と 「特定保険業に係る 同項第七号中 同項第十四号中 「責任準備 「特定保険 金

保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並 の二十四第二項の規定による官報による公告及び当該合併認可特定 険業に係る事業の譲渡」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは 約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法によ 業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契 相当する額の算出方法」と、 法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五条 定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中 の移転対象契約に関する部分」とあるのは っては、責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること)」 により積み立てられること 険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法 しない認可特定保険業者である場合にあっては、 て準用する法第百一 出方法」 一百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告を 「特定保険業に係る事業又は」と、)に」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 準備金の算出方法) (移転業者が改正法附則 項」と、第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保 積み立てられること」とあるのは 第七十四条中「、移転業者の事業方法書等に定めた事項のうち と 同号ハ中 一十条第 」とあるのは 「責任準備金その他の 第四条第 (移転業者を保険者とする保険契約にあ 項の規定により保険計理人の選任を要 第七十二条の二第一項第二号中 「事業に係る」とあるのは 項及び第一 「移転先会社を保険者とする保 「責任準備金その他の準備金に 「移転対象契約に関する 準備金の算定の 一項において読 責任準備金その他 適切性 み替え 「改正 「移転

> び」と、「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。 条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告をしたこと及 を第二項といて読み替えて準用する法第百六十五条の二十四第 るのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八 るのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八 るのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八 を第二項又は第二百五十二条第一項第十号中「改正法附則第四 条第二項とは を を の に り と 、 第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四 業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に

」とする。 したこと及び」と、 「当該官報による公告」とあるのは 「当該公告

旧特定保険業者の保険契約の移転

第三章

、保険契約の移転に係る備置書類

は、 用する法第百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類 次に掲げる書類とする。 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準

先法人(以下この章において単に「移転先法人」という。)の貸 貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。) より作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した 項(同法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定に 借対照表(移転先法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法 おいて読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転 転業者」という。)並びに改正法附則第三条第一項及び第二項に 十五条第三項に規定する移転業者(以下この章において単に 人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百二十三条第二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三

(保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項)

第十七条 改正法附則第三条第 一項及び第二項において読み替えて準

> 第三章 旧特定保険業者の保険契約の包括移転

(保険契約の移転に係る備置書類

第十六条 用する法第百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類 は、 次に掲げる書類とする。 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準

借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。) り作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸 に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百二十三条第二項 法人(以下この章において単に「移転先法人」という。)の貸借 いて読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先 業者」という。)並びに改正法附則第三条第一項及び第二項にお 十五条第三項に規定する移転業者(第十九条において単に 対照表(移転先法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人 (同法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定によ 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三 「移転

(保険契約の移転に係る公告事項)

第十七条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準

次に掲げる事項とする。用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、

- 一移転先法人の名称
- 一 移転先法人の主たる事務所の所在地
- おいて同じ。)に関するサービスの内容の概要第十一号及び第十五号、第十九条の二第一号並びに第二十一条に一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定す一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定す

先法人の配当の額の配当の方針並びに保険契約の移転前における移転業者及び移転の配当の方針並びに保険契約の移転前における移転業者及び移転先法人四に検契約の移転前及び移転後における移転業者及び移転先法人

(保険契約に係る債権の額)

次に掲げる金額の合計額とする。用する法第百三十七条第三項に規定する主務省令で定める金額は、第十八条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準

· 二 (略)

(保険契約の移転の認可の申請)

一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第

移転先法人の名称及び主たる事務所の所在地とする。用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、

(保険契約に係る債権の額)

次に掲げる金額の合計額とする。 用する法第百三十七条第四項に規定する主務省令で定める金額は、第十八条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて進

ー・二 (略)

(保険契約の移転の認可の申請)

一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな人の連名の認可申請書を行政庁に提出して行わなければならない。の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転業者及び移転先法

一~五 (略)

2

六 移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

|記載した書面| |八||移転業者を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を|

びに責任準備金その他の準備金に相当する額ける保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並付。当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後にお

らの算出方法
象契約に係る責任準備金その他の準備金に相当する額及びそれ
コ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対

ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金に相当

請書を行政庁に提出して行わなければならない。の期間経過後一月以内に、移転業者及び移転先法人の連名の認可申

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

l

範囲及び保険金の支払事由を記載した書面
一〜五 (略)
一〜五 (略)

びに責任準備金に相当する額を記載した書面ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類とする保険契約について、移転対象契約及び出

備金に相当する額及びそれらの算出方法を記載した書面八一移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準

する額の算出方法

九・十 (略)

項を記載した書面 十一 移転先法人を保険者とする保険契約について、次に掲げる事

びに責任準備金その他の準備金の額ける保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並イ当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後にお

会その他の準備金の算出方法) 金その他の準備金の算出方法) 金その他の準備金の算出方法) 金その他の準備金の算出方法) 金その他の準備金の算出方法)

十二 (略)

九・十 (略)

責任準備金の額を記載した書面に保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに十一 移転先法人を保険者とする保険契約について、その種類ごと

-二 (略)

及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に数又はその者の前条に規定する金額が、改正法附則第三条第一項する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の一三、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用

う。 する法第百三十七条第三項に定める割合を超えなかったことを証 する書面 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用 次号において同じ。)の数又はその者の前条に規定する金額

十四四

前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異

議に対する移転業者及び移転先法人の対応を記載した書面

十五. スの内容を記載した書面 移転先法人の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービ

(略)

(保険契約の移転の認可の審査)

第十九条の二 第百三十九条第二項の規定により審査をするときは、 改正法附則第三条第一項及び第一 行政庁は、 前条第一項の規定による認可の申請に係る 一項において読み替えて準用する法 次に掲げる事

項に配慮するものとする。

者等の保護に欠けるおそれのないものであること。 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約

約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法に 保険契約の移転後において、 移転先法人を保険者とする保険契

定める割合を超えなかったことを証する書面

十四四 み立てられているかどうかについて、 選任を要する者である場合には、 み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積 人が確認した結果を記載した意見書 移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読 移転対象契約に係る責任準備金 当該移転先法人の保険計

(新設)

十五 (略)

(新設)

より積み立てられること(移転業者を保険者とする保険契約にあ

っては、 責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること)

が見込まれること。

保険契約の移転後において、 適正に積み立てられることが見込まれること。 移転先法人の契約者配当準備金が

(保険契約の移転後の公告事項)

第一 用する法第百四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は 二十条 次に掲げる事項とする。 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準

る法第百三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用す

(略)

第五章 保険契約の移転、 対産の管理の委託 事業の譲渡又は譲受け並びに業務及

第一 節 保険契約の移転

(保険契約の移転に係る備置書類

第六十九条 法第百三十六条の二第 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する 一項に規定する主務省令で定める書類は、 次

(略)

に掲げる書類とする。

(保険契約の移転後の公告事項)

第二十条 用する法第百四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて進

次に掲げる事項とする。

る法第百三十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用す

(略

第五章 保険契約の包括移転、 務及び財産の管理の委託 事業の譲渡又は譲受け並びに業

第一節 保険契約の包括移転

(保険契約の移転に係る備置書類

第六十九条 法第百三十六条の二第 に掲げる書類とする。 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する 一項に規定する主務省令で定める書類は、

次

(略)

同じ 三十五条第三項に規定する移転業者 式第一号第三により作成した貸借対照表、 する場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表及び別紙様 関する法律第百二十三条第二項 以下この節において単に み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先会社 移転業者」という。)及び改正法附則第四条第十一項において読 ては日本における保険業の貸借対照表。 (認可特定保険業者にあっては 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百 第七十七条第二項第四号及び第七十八条第二項第四号において 「移転先会社」という。)の貸借対照表 一般社団法人及び一般財団法人に (同法第百九十九条において準用 (以下この節において単に「 第七十二条第二項第四号 外国保険会社等にあっ

(保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項)

- 移転先会社の商号、名称又は氏名
- の所在地 の所在地 きたる事務所又は日本における主たる店舗
- 条(法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。)おける保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第百三十三 移転先会社(認可特定保険業者を除く。)の直近の事業年度に

第四号において同じ 条第二項第四号、第七十七条第二項第四号及び第七十八条第二項 険会社等にあっては日本における保険業の貸借対照表。第七十二 照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、 条において準用する場合を含む。)の規定により作成した貸借対 る移転先会社 において単に「移転業者」という。)及び改正法附則第四条第十 三十五条第三項に規定する移転業者 般財団法人に関する法律第百二十三条第二項 の貸借対照表(認可特定保険業者にあっては一般社団法人及び 項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定す 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百 (以下この節において単に「移転先会社」という。 (第七十二条及び第七十四条 (同法第百九十九 外国保

(保険契約の移転に係る公告事項)

主たる店舗の所在地とする。

主たる店舗の所在地とする。

第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、移転先会第1十条第一項に規定する主務省令で定める事項は、移転先会第十十条。

されていて読み替えて準用する法

マは法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況を示 の号及び第七十二条第二項第十六号において同じ。)及び保険契 の号及び第七十二条第二項第十六号において同じ。)及び保険契 の号及び第七十二条第二項第十六号において同じ。)及び保険契

条において同じ。) に関するサービスの内容の概要 する移転対象契約をいう。第七十二条第二項第一号並びに第七十四 十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定 十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定

移転業者及び移転先会社の配当等の額
て「配当等」という。)の方針並びに保険契約の移転前におけるの契約者配当又は社員に対する剰余金の分配(以下この号におい 保険契約の移転前及び移転後における移転業者及び移転先会社

(保険契約に係る債権の額)

げる金額の合計額とする。 法第百三十七条第三項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲第七十一条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する

•二 (略)

(保険契約移転手続中の契約に係る通知事項)

第七十一条の二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用

(保険契約に係る債権の額)

げる金額の合計額とする。 法第百三十七条第四項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲第七十一条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する

一・二 (略)

(保険契約移転手続中の契約に係る通知事項)

第七十一条の二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用

する法第百三十八条第 項第三号に規定する主務省令で定める事項

第七十条各号に掲げる事項とする。

する法第百三十八条第 の内容とする。 替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をい 後における移転対象契約 見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転 率をいう。 実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比 用する場合を含む。 を示す比率 次条第二項及び第七十四条において同じ。)に関するサー 第七十条に規定する事項、 の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況 以下この条において同じ。)及び保険契約の移転の日に (法第百三十条 又は法第三 項第三号に規定する主務省令で定める事項 (改正法附則第四条第十一項において読み (法第二百七十二条の二十八において準 移転先会社 一百二条の保険金等の支払能力の充 (認可特定保険業者を除

(保険契約の移転の認可の申請

第七十二条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する 間経過後一月以内に、認可申請書を移転業者の行政庁に提出して行 条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期 法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第四 わなければならない。

2 前項の認可申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

一 <u>~</u> 五. 略

移転業者を保険者とする保険契約について、 移転対象契約及び (保険契約の移転の認可の申請

第七十二条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する 議を述べるべき期間経過後一月以内に、認可申請書を移転業者の行 条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の異 法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第四 政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

一 <u>{</u> 五. (略

移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七 記載した書面 移転業者を保険者とする保険契約について、 次に掲げる事項を

ける保険契約者の数、 びに責任準備金その他の準備金の額 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後にお 保険契約の件数及び保険金額の合計額並

口 は、 計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあって の適切性 象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定 いて読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対 責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) (移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項にお

計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあって いて読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険 適切性 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定 責任準備金その他の準備金の算出方法 (移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項にお

八 · 九 (略)

+移転先会社を保険者とする保険契約 日本における保険契約)について、 (外国保険会社等にあって 次に掲げる事項を記載し

た書面

移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、 びに責任準備金の額を記載した書面 ごとに保険契約者の数、 保険契約の件数及び保険金額の合計額並 保険契約の種類

七 移転対象契約について、 その種類ごとに責任準備金その他の準

備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

略

十八· 移力 者の は、 移転先会社を保険者とする保険契約 数 日本における保険契約) 保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金 について、 (外国保険会社等にあって その種類ごとに保険契約

回 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対 家契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定 が1、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法) では、責任準備金その他の準備金の算出方法)

十一・十二 (略)

号において同じ。) の数又はその者の第七十一条に規定する金額する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。次百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転下三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第

備金)の額を記載した書面法第百十六条第一項の規定により日本において積み立てる責任準法第百十六条第一項の規定により日本において積み立てる責任準

十一・十二 (略)

を超えなかったことを証する書面 において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に定める割合の者の第七十一条に規定する金額が、改正法附則第四条第十一項 百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はそ十三 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第

(新設)	る事項に配慮するものとする。 (保険契約の移転の認可の審査等) る事項に配慮するものとする。 (保険契約の移転の認可の審査等)
略)	略)
	上し (各) スの内容を記載した書面
(新設)	十七 移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービす比率を記載した書面
	約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示
	における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契
(新設)	十六 移転先会社(認可特定保険業者を除く。)の直近の事業年度
十五 (略)	十五 (略)
特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書	
当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可	
移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥	
により保険計理人の選任を要する者に限る。)である場合には、	
び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定	議に対する移転業者及び移転先会社の対応を記載した書面
十四 移転先会社が認可特定保険業者(改正法附則第四条第一項及	十四 前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異
	百三十七条第三項に定める割合を超えなかったことを証する書面
	が、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第

- 者等の保護に欠けるおそれのないものであること。 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約
- み立てられることが見込まれること。 会社の区分に応じ、当該イからニまでに定める準備金が適正に積 、保険契約の移転後において、次のイからニまでに掲げる移転先
- 初可特定保険業者契約者配当準備金
- 準備金
 「保険会社」保険業法施行規則第六十四条第一項の契約者配当
- 約者配当準備金 外国保険会社等 保険業法施行規則第百四十六条第一項の契
- 第一項の契約者配当準備金との類別第二百十一条の四十二との類短期保険業者と保険業法施行規則第二百十一条の四十二と
- 適当であると見込まれること。
 除く。)の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき
 四、保険契約の移転後において、移転先会社(認可特定保険業者を
- ときは、前項各号に掲げる事項に配慮するものとする。 2 移転先会社の行政機関は、前条第二項第十五号の書面を作成する

(保険契約の移転後の公告事項)

(保険契約の移転後の公告事項

第七十三条 法第百四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百

_

(略)

改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する | 第七十三条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する 法第百四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

三十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百

(略)